

裏面白紙

閣議決定（案）

昭和二十七年六月二十四日外務省

東京駐在アメリカ合衆国総領事に交付すべき認可状に天皇の認可を仰ぐ件

東京駐在アメリカ合衆国総領事ジェイムス・ビー・ピルチャーに交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認可を仰ぐこととする。

(東京駐在アメリカ合衆国総領事認可状案)

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、アメリカ合衆国大統領ハリイ・エス・トルーマン氏の一千九百四十九年十二月九日付の委任状を閲し、ジエイムス・ビー・ピルチャー氏を東京駐在アメリカ合衆国総領事に任せられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て認証し、其の職務を行ふに關する殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右ジエイムス・ビー・ピルチャー氏の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十七年 月 日

御名

御璽

内閣総理大臣

(署)

名)

官印

外務大臣

(署)

名)

官印

裏面白紙

東京駐在アメリカ合衆国総領事委任状訳文  
アメリカ合衆国大統領此の書を見る有衆に宣示す。

予は、茲に、アメリカ合衆国総領事ジェームス・ビー、ビルチヤ一の才幹、誠実を篤信し、同人を東京駐在アメリカ合衆国総領事に任命し、合衆国大統領の意に適する間同人に総領事の職務を保有し、総領事たる身分に属する総ての権利、特典並に免除を行使享有することを得せしめ、且武装の有無を論ぜず合衆国国旗を掲揚する艦船の総ての艦船長及指揮者其の他総ての合衆国市民に前記ジェームス・ビー、ビルチヤ一を東京駐在合衆国総領事と承認すべきことを命ず。

右任命の証拠として、予は、茲に、此の書を作成し、之に合衆国国璽を鈐せしむ。

一千九百四十九年、アメリカ合衆国独立紀元百七十四年十二月九日、ワシントン市に於て作成す。

ハリー・エストルーマン (署名)  
國務長官  
デイン・アチソン (副署)

裏面白紙

閣議決定（案）

昭和二十七年六月二十四日 外務省

神戸駐在アメリカ合衆国総領事に交付すべき認可状に天皇の認証を仰ぐ件

神戸駐在アメリカ合衆国総領事ラルフ・ジェー・ブレイクに交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(神戸駐在アメリカ合衆国総領事認可状案)

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、アメリカ合衆国大統領ハリリー・エス・トルーマン氏の一千九百五十年三月三十日付の委任状を閲し、ラルフ・ジェー・ブレイク氏を神戸駐在アメリカ合衆国総領事に任ぜられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する殊典特選を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右ラルフ・ジェー・ブレイク氏の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として、

親しく名を署し、璽を鈴せしむ。

昭和二十七年 月 日

御名 御璽

内閣総理大臣 (署)

名

官印

外務大臣 (署)

名

官印

裏面白紙

神戸駐在アメリカ合衆国総領事委任状訳文  
アメリカ合衆国大統領此の書を見る有衆に宣示す。  
予は、茲に、アメリカ合衆国総領事ラルフ・ジェー・ブレイク  
の才幹、誠実を篤信し、同人を神戸及同地方を管轄区域とする神  
戸駐在アメリカ合衆国総領事に任命し、合衆国大統領の意に適す  
る間同人に総領事の職務を保有し、総領事たる身分に属する総て  
の権利、特典並に免除を行使享有することを得せしめ、且武装の  
有無を論ぜず合衆国国旗を掲揚する艦船の総ての艦船長及指揮者  
其の他総ての合衆国市民に前記ラルフ・ジェー・ブレイクを神戸  
駐在合衆国総領事と承認すべきことを命ず。  
右任命の証拠として、予は、茲に、此の書を作成し、之に合衆  
国国璽を附せしむ。

一千九百五十年、アメリカ合衆国独立紀元百七十四年三月三十日、  
ワシントン市に於て作成す。

ハリール・エス・トルーマン（署名）  
国務長官  
ディーン・アチソン（副署）



裏面白紙

閣議決定(案)

昭和二十七年六月二十四日外務省

福岡駐在アメリカ合衆国領事に交付すべき認可状に天皇の  
認証を仰ぐ件

福岡駐在アメリカ合衆国領事ジョセフ・オーザヘレン・ジュ  
ニアに交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて  
天皇の認証を仰ぐこととする。

(福岡駐在アメリカ合衆国領事認可状案)

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、アメリカ合衆国大統領ハリイ・エス・トルーマン氏の一千九百五十二年二月二十一日付の委任状を閲し、ジョセフ・オー・ザヘレン・ジュニア氏を福岡駐在アメリカ合衆国領事に任ぜられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行うに關する殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右ジョセフ・オー・ザヘレン・ジュニア氏の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を証認し、其の証換として親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十七年 月 日

御名

御璽

内閣総理大臣

(署)

名)

官印

外務大臣

(署)

名)

官印

裏面白紙

福岡駐在アメリカ合衆国領事委任状訳文  
アメリカ合衆国大統領此の書を見る有衆に宣示す。  
予は、茲に、アメリカ合衆国領事ジョセフ・オー・ザヘレン・  
ジュニアの才幹、誠実を篤信し、同人を福岡を管轄区域とする  
福岡駐在アメリカ合衆国領事に任命し、合衆国大統領の意に適す  
る間同人に領事の職務を保有し、領事たる身分に属する総ての権  
利、特典並に免除を行使享有することを得せしめ、且武装の有無  
を論ぜず合衆国国旗を掲揚する艦船の総ての艦船長及指揮者其の  
他総ての合衆国市民に前記ジョセフ・オー・ザヘレン・ジュニア  
Iを福岡駐在合衆国領事と承認すべきことを命ず。  
右任命の証拠として、予は、茲に、此の書を作成し、之に合衆  
国國璽を銜せしむ。

一千九百五十二年、アメリカ合衆国独立紀元百七十六年二月二十  
一日、ワシントン市に於て作成す。

ハリイ・エス・トルーマン (署名)  
國務長官代理 ジェイムス・イー・ウエツプ (署名)

裏面白紙

閣議決定（案）

昭和二十七年六月二十四日外務省

札幌駐在アメリカ合衆国領事に交付すべき認可状に天皇の  
認可を仰ぐ件

札幌駐在アメリカ合衆国領事デイヴィッド・エル・オスボーン  
に交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の  
認可を仰ぐこととする。

(札幌駐在アメリカ合衆国領事認可状案)

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、アメリカ合衆国大統領ハリー・エス・トルーマン氏の一千九百五十二年二月二十一日付の委任状を閲し、  
デイヴィッド・エル・オスポーン氏札幌駐在アメリカ合衆国領事に任ぜられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する  
殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て  
右デイヴィッド・エル・オスポーン氏の職務執行上一切適當の輔  
助を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として

親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十七年 月 日

御名

御璽

内閣総理大臣 (署)

名

官印

外務大臣 (署)

名

官印

裏面白紙

裏面白紙

札幌駐在アメリカ合衆国領事委任状訳文

アメリカ合衆国大統領此の書を見る有衆に宣示す。

予は、茲に、アメリカ合衆国領事デイヴィッド・エル・オスボ  
インの才幹、誠実を篤信し、同人を札幌駐在アメリカ合衆国領事  
に任命し、合衆国大統領の意に適する間同人の領事の職務を保有  
し、領事たる身分に属する総ての権利、特典並に免除を行使享有  
することを得せしめ、且武装の有無を論ぜず合衆国国旗を掲揚す  
る艦船の総ての艦船長及指揮者其の他総ての合衆国市民に前記デ  
イヴィッド・エル・オスボインを札幌駐在合衆国領事と承認すべ  
きことを命ず。

右任命の証拠として、予は、茲に、此の書を作成し、之に合衆  
国国璽を鈐せしむ。

一千九百五十二年、アメリカ合衆国独立紀元百七十六年二月二  
十一日、ワシントン市において作成す。

ハリイ・エス・トルーマン（署名）  
国務長官代理 ジェイムス・イー・ウエップ（副署）



裏面白紙

閣議決定（案）

昭和二十七年六月二十四日外務省

神戸駐在フランス国総領事セルジュ・ルボックに交付すべき認可状に天皇の認証を仰ぐ件

神戸駐在フランス国総領事セルジュ・ルボックに交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(神戸駐在フランス国総領事認可状案)

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、フランス共和国大統領ヴァンサン・オリオル閣下の一千九百五十二年四月二十八日付の委任状を閲し、セルジュ・ルボック氏を神戸駐在フランス国総領事に任ぜられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する殊典特遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右セルジュ・ルボック氏の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十七年 月 日

御名

御璽

内閣総理大臣

(署)

名)

官印

外務大臣

(署)

名)

官印

裏面白紙

## 神戸駐在フランス国総領事委任状訳文

フランス共和国大統領この書を見る有衆に宣示す。

予は、石川、岐阜及び愛知の諸県を境とする（上記三県を含む）本土（日本本州）の南西部及び四国ならびに九州を管轄区域とする神戸駐在総領事を任命せんことを欲し、且つセルジュ・ルボック氏の才幹あり、篤実勤勉にして、わが共和国に仕うるに忠実なるを知るをもつて同氏を選抜してこの職務を執行せしむることとせり。よつて、予は、この書をもつて同氏を神戸駐在フランス国総領事に任じ、諸法規の条款に準拠して、その資格において委任せられたる職務を執行せしむ。

予は、同氏がその官職に附帯する名誉、権威、殊遇及び特権を享受し、且つ予の訓令に基づきその管轄区域内の諸市に副領事及び領事事務官を駐在せしむる権限を具有せしめられんことを要望する。しかして予は、航海者、商人、その他すべてのフランス国民に命ずるに同氏をフランス国総領事として承認し、且つこれに服従せんことをもつてす。また在東京フランス共和国大使に対しは、セルジュ・ルボック氏が何等の困難故障なく自由にその職

務を遂行し得るよう同氏の前記資格において承認すべきことを命  
ず。

右証拠としてここに共和国国璽を鈐せしむ。

一九五二年四月二十八日　パリにおいて

大統領　ヴァンサン・オリオル　（署名）

外務大臣　アール・シューマン　（副署）

裏面白紙

裏面白紙

閣議決定（案）

昭和二十七年六月二十四日外務省

横浜駐在フランス国領事に交付すべき認可状に天皇の認証を仰ぐ件

横浜駐在フランス国領事エドワール・ユットに交付すべき認可状は、別紙案のとおりとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(横浜駐在フランス国領事認可状案)

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、フランス共和国大統領ヴァンサン・オリオル閣下の一千九百五十二年一月十九日付の委任状を閲し、エドワール・ユット氏を横浜駐在フランス国領事に任ぜられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右エドワール・ユット氏の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十七年 月 日

御名

御璽

内閣總理大臣（署

名）

官印

外務大臣（署

名）

官印

裏面白紙



裏面白紙

横浜駐在フランス国領事委任状訳文

予は、石川、岐阜、愛知の諸県を境とする（上記三県を含まず）

本土（日本本州）の東北部及び北海道を管轄区域とする横浜駐在領事を任命せんことを欲し、且エドワール・ユット氏の才幹あり篤実勤勉にして、わが共和国に任うるに忠実なるを知るをもつて同氏を選抜してこの職務を執行せしむることとせり。仍つて、予は、此の書をもつて同氏を横浜駐在フランス国領事に任じ、諸法規の條款に準拠してその資格において委任せられたる職務を執行せしむ。

予は、同氏がその官職に附帯する名誉、権威、殊遇及び特権を享受し、且予の訓令に基きその領事管轄区域内の諸市に副領事及び領事事務官を駐在せしむる権限を具有せしめられることを要望す。而して予は、航海者、商人、その他すべてのフランス国民に命ずるに同氏をフランス国領事として承認し、且これに服従せんことをもつてす。又在東京フランス共和国大使に対してはエドワール・ユット氏が何等の困難故障なく自由にその職務を遂行し

得るよう同氏の前記資格において承認すべきことを命ず。  
右証拠として茲に共和国国璽を鈐せしむ。  
一九五二年一月十九日パリにおいて

大統領 ヴァンサン・オリオル (署名)  
外務大臣 アール・シューマン (副署)

裏面白紙

裏面白紙

閣議決定（案）

昭和二十七年六月二十四日外務省

横浜駐在スウェーデン国名誉領事ニールス・カリンに交付すべき認可状に天皇の認証を仰ぐ件

横浜駐在スウェーデン国名誉領事ニールス・カリンに交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(横浜駐在スウェーデン国名誉領事認可状案)

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣言す。

日本国政府は、茲に、スウェーデン国皇帝グスタフ・アドルフ  
陛下の一千九百五十二年五月九日付の委任状を閲し、ニールス・  
カリン氏を横浜駐在スウェーデン国名誉領事に任ぜられたる旨を  
領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する  
殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て  
石ニールス・カリン氏の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。  
茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を認証し、其の証拠として、  
親しく名を著し、璽を鈐せしむ。

御名  
御璽

昭和二十年  
月  
日

内閣総理大臣（署名）

官印

外務大臣（署名）

官印

裏面白紙

横浜駐在スウェーデン国名誉領事委任状訳文

神佑を保有し、スウェーデン国皇帝並びにゴット及びヴァン  
ダールの皇帝たるグスタフ・アドルフ、茲に、宣示す。  
朕、幸にしてスウェーデン国と日本国との間に存する友好通商関  
係を維持すること適当且有益と判断し、ニールス・カリン氏を、  
神奈川県横浜市及び東京湾沿岸の諸港（東京都を除く）を管轄区  
域とするスウェーデン国名誉領事に任命し職務を執行せしむ。仍  
つて朕は、日本国政府が同氏を右資格において承認せらるべきこ  
とを確信し、本書を見る有衆特に同氏駐在地の官憲に対し、同氏  
の職務執行上必要なる厚遇と信頼とを与えられんことを要請す。  
而して、同氏は、スウェーデン国現行法令ならびに領事規則に拠  
つて当然権利を有するものなるにつき、朕は、スウェーデン国民に  
命ずるに、同氏を尊敬しこれに服従すべきことを以てす。  
右証拠として、朕は、本書に署名し、国璽を鈐せしむ。  
一九五二年五月九日 ストックホルム宮殿において

グスタフ・アドルフ (親署)

オステン・ウンデーン (副署)

裏面白紙

閣議決定（案）

昭和二十七年六月二十四日外務省

横浜駐在パナマ国総領事に交付すべき認可状に天皇の認証を仰ぐ件

横浜駐在パナマ国総領事ベルナルド・ヴェルガラに交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(横浜駐在パナマ国総領事認可状案)

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、パナマ国大統領アルシピアデス・アロセ  
メーナ閣下の一千九百五十二年五月六日付の委任状を閲し、ベル  
ナルド・ヴェルガ・ラ氏を横浜駐在パナマ国総領事に任ぜられた  
る旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する  
殊典待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て  
右ベルナルド・ヴェルガ・ラ氏の職務執行上一切適當の補助を供  
与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従い、之を証認し、其の証拠として、



親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十年 月 日

御名

御璽

内閣総理大臣（署名）

外務大臣（署名）

官印

官印

裏面白紙

横浜駐在パナマ国総領事委任状訳文

パナマ共和国大統領此の書を見る有衆に宣示す。

パナマ国と日本国との間に幸に現存する通商関係の進展を計るは我が国利に適合する所以なるが故に予は、茲に、ベルナルド・ヴェルガエラ氏の才幹と誠実とを認め同氏を日本国横浜駐在パナマ国総領事に任じ其の職務執行の為並びにパナマ共和国の国民及び海陸の利益保護の為必要なる権能を付与す。

仍て予は、日本国政府並びに諸官憲に於て同氏を前記の資格に於て承認し且援助を与え又其の資格に相応する特権を許し以て自由に其の職務を執行せしめられんことを要望す。

右証拠として一千九百五十二年五月六日パナマ市大統領政庁に於て親ら名を署し共和国国璽を鈐し且外務大臣をして副署せしめたる本委任状を發給す。

アルシピアデス・アロセメーナ (署名)

外務大臣 イグナシオ・モリーノ (署名)

裏面白紙

閣議決定（案）

昭和二十七年六月二十四日 外務省

横浜駐在ベルギー国総領事に交付すべき認可状に天皇の認証を仰ぐ件

横浜駐在ベルギー国総領事ペドロ・パウレッツ・ウィルケツに交付すべき認可状は、別紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(横浜駐在ペルー国総領事認可状案)

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、ペルー国大統領マヌエル・セー・ガラガ  
ー閣下の一千九百五十二年四月二十四日付の委任状を閲し、ペド  
ロ・パウレツ・ウイルケツ氏を横浜駐在ペルー国総領事に任ぜら  
れたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する  
殊典特遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て  
右ペドロ・パウレツ・ウイルケツ氏の職務執行上一切適當の補助  
を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を証認し、其の証拠として、

親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十七年 月 日

御名

御璽

内閣総理大臣

(署)

名)

官印

外務大臣

(署)

名)

官印

裏面白紙

## 横浜駐在ペルー国総領事委任状訳文

ペルー共和国大統領此の書をみる有衆に宣示す。

横浜に総領事館を設置すること本共和国の利益のため適当と認めたるが故に、ドン・ペドロ・パウレ・ウイルクェ氏の才幹と誠実とを信頼し此の書をもつて同氏を横浜駐在ペルー国二等総領事に任じ、付与するに有らゆる適法の手段に依りその職務を執行し、且つペルー国の国民及び利益を保護せんがための必要なる権能をもつてし、又その任務に伴う権利、名譽及び特權を享有せしむ。予は、總てのペルー国の商人、海員及びその他の市民に対し同氏を承認し且つ同氏に服従せんことを命ず。

予は、日本国天皇裕仁陛下並びに其の官憲の右ドン・ペドロ・パウレ・ウイルクェ氏の本共和国の総領事たることを承認し、自由とその職務を遂行せしめられ且つその要請することあるべき有らゆる保護、援助及び便宜を供与せられんことを要望す。当国

裏面白紙

においても右様の場合において完全なる互惠的待遇を為すべきことを約す。

右証拠として一九五二年四月二十四日リマ政庁において親ら名を署し共和国の国璽を鈐し外務大臣をして副署せしめたる本書を  
発給す。

マヌエル・セー・ガラガー (署名)

外務大臣マヌエル・アー・オドリヤー (副署)